

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月26日

月曜日

号外(1)

目次

規則

○富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第7号

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

第8条第1項第2号及び同条第2項第2号中「若しくは第13項ただし書」を「、第13項ただし書若しくは第14項ただし書」に改める。

様式第2号から様式第4号まで及び様式第7号中「制限建ぺい率」を「制限建蔽率」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県建築基準法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（建築住宅課）

